

2015.2.27更新
2015.3.10更新
2015.5.23更新
(千葉市保育支援課 添削後)
2018.11.24更新
2019.4.1更新
2019.10.1更新
2021.4.1更新
2021.10.1更新

幕張海浜こども園 園則(兼運営規程)

社会福祉法人愛の園福祉会
(2024年10月1日)

幕張海浜こども園園則(兼運営規程)

(事業所の名称等)

第 1 条 社会福祉法人愛の園福祉会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 幕張海浜こども園
- (2) 所在地 千葉県千葉市美浜区幕張西2丁目7-2

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 幕張海浜こども園(以下「当園」という。)は、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 本園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場を提供するよう務めるものとする。
- 3 本園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
- 6 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育・保育等の法的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。)および子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第46号。以下、「認可基準」という。)及び千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例48号。以下、「運営基準」という。)その他関係法令を遵守して運営するものとする。

(学級の編制)

第 3 条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児の数は、30人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(認可定員)

第 4 条 本園の認可定員は195名とし、区分ごとの定員は下記のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども(保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。) 3名
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する子ども(保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。)および子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する子ども(保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 180名

(利用定員)

第 5 条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項の各号に掲

げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 1号認定に該当する子ども 3名
- (2) 2号認定に該当する子ども 119名
- (3) 3号認定に該当する子どものうち、満1歳以上の子ども 61名
- (4) 3号認定に該当する子どものうち、満1歳未満の子ども 12名

(提供する教育・保育等の内容)

第6条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) 送迎
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第7条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年9月7日文部科省・厚生労働省令第3号)第2条各項のとおりとする。

(延長保育)

第8条 本園は、2号認定子どもおよび3号認定子どもについて、本園の定める時間帯を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。また、土曜日は保育短時間の延長保育(7時～9時、17時～18時)を行う。

(一時預かり事業)

第9条 本園は、一時預り事業として不定期および定期利用を以下のとおり実施する。

- (1) 不定期利用は、8時から17時まで(土曜日は8時から12時30分まで)、保護者が、病気や出産、家族の看護等などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。
 - (2) 定期利用は、8時から17時まで(土曜日も含む)パート就労などで、家庭での育児が年間を通して断続的(週2または3日)に困難となる場合に保育を実施する。
- 2 受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(預かり保育事業)

第10条 本園は、1号認定子どもが教育標準時間を超えて保育を希望する場合には、13時から17時までの間で保育を実施する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第11条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合が有り得る。

- (1) 園長 1名(常勤専従)
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。
- (2) 主幹保育教諭 1名(常勤専従)

主幹保育教諭は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。また、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(3) 保育教諭

保育教諭は認可基準第5条第3項の規程(以下、配置基準という。)に応じた数以上の数を配置する。(常勤専従)

(4) 講師は配置基準を踏まえて必要数以上の数を配置する。

(5) 栄養教諭 2名

栄養教諭は、子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食および3歳以上の幼児食に係る献立の作成を行い、必要に応じ調理に携わる。

(6) 給食調理員 1名

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 事務員 1名または2名

事務員は施設会計における帳簿作成および管理の他、事務全般に関わる業務を行う。

(8) 学校医 1名(嘱託)

学校医は学校保健安全法施行規則第22条に規定されている職務を行う。

(9) 学校歯科医 1名(嘱託)

学校歯科医は学校保健安全法施行規則第23条に規定されている職務を行う。

(10) 学校薬剤師 1名(嘱託)

学校薬剤師は学校保健安全法施行規則第24条に規定されている職務を行う。

- 2 職員の職務は、1項の定める職務の他、認定こども園法及びその他関係法令の定めるところによる。

(学期)

第12条 本園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。また、1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供する時間)

第13条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育時間

9時から13時を標準とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、13時から17時までの範囲内で、一時預り保育を提供する。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から20時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで及び17時から20時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(教育・保育の提供を行う日)

第14条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

- 2 本園の休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 年末年始(12月29日から1月3日)
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 本園が定める長期休業の期間においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。なお、長期休業期間の種類は下記のとおりとする。
 - (1) 学年始め休業日(春休み)
 - (2) 夏季休業日(夏休み)
 - (3) 秋季休業日(秋休み)
 - (4) 冬季休業日(冬休み)
 - (5) 学年末休業日(春休み)
- 4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。
- 5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

(入園に関する選考基準)

第15条 本園の入園に関する選考基準は以下のとおりとする。

- (1) 利用の申し込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用して
いる教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合に
ついては、運営基準第6条第2項により、抽選、申込みを受けた順序により決
定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明
示した公正な方法により選考する。
- (2) 前号の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明
示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については児童福祉法(昭和22年
法律第164号)第24条の規定に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定さ
れる。
- (3) 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整
及び要請に対し、運営基準第7条の規定により、できる限り協力する。

(休園、退園、転園に関する事項)

第16条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出る
ものとする。

(利用の終了に関する事項)

第17条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第18条 当園は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までは、基本保育料を無償とす
る。0歳児から2歳児までは住民税非課税世帯を対象として、基本保育料を無償とす
る。

- 2 当園は、運営基準第13条第4項の規定に基づき、保護者の同意を得た上で、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の内、保護者負担とすべきものについて、下記のとおり実費の支払いを受ける。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期	対象
学校安全会費	131円／年	園内事故発生時の補償のため	5月	全園児
布団乾燥費	380円／月	寝具衛生保持のため	毎月	全園児
教育・保育教材費	<u>購入品目による 詳細別紙参照</u>	教育・保育活動使用のため	年1回	1・2号
主食費	1,500円／月	給食における主食提供のため	毎月	1・2号
給食費	5,600円／日	給食およびおやつ提供のため	毎月	1・2号
制服類	購入品目による	生活習慣習得の一環として	入園児	1・2号
体操服類	購入品目による	生活習慣習得の一環として	入園児	全園児
オムツ処理費用	<u>0・1歳児 512円／月</u> <u>2歳児 164円／月</u> <u>3歳以上児 464円／月</u>	衛生環境保持および保護者の持ち帰り負担軽減のため	毎月	3号

※2024年10月現在

※給食費について

○副食費の免除

年収360万円未満相当の世帯及び全階層の第3子(※)以降は、副食費が免除される。

(※)年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件あり。

○金額の根拠

(1)主食費 月額 1,500円(1食あたり 75円×20日)

(2)副食費 月額 5,600円(1食あたり280円×20日)

(副食費1食あたりの内訳 おかず代240円、おやつ代40円)

*20日は月の平均開所日数を表しており、毎月の徴収額とは異なる。

*徴収額は、該当月の給食提供日数で決定する。

*1号認定児童が、長期休業期間に保育利用する場合の給食費は、保育利用日の事前確認により決定する。

*1号認定児童が、長期休業期間における事前確認で決定した保育利用日に欠席した場合の減額は行わない。

*1号認定児童が、長期休業期間における事前確認以外に保育利用日の追加が

あった場合には、給食費の追加徴収を行う。

○月途中の入退園

月途中の入退園の場合の給食費の取り扱いは以下の通りとする。

入園：日割り計算(提供した日数)を行う。

退園：前月20日までに申請のあった場合のみ日割り計算を行う。

○その他長期欠席の場合等

- (1) 保護者より1ヶ月以上の長期間に渡り欠席または給食および完食を要しない
連絡があり、食材発注準備に反映することが可能な場合は、月単位での徴収
額の減額を行う。
- (2) 1か月未満の欠席や、お弁当を月に数日持参するような場合は、1か月分を
徴収する。
- (3) アレルギー対応食や、宗教上の理由により他の児童と別の食事を提供する場
合も、他の児童と同様の金額を徴収する。

3 延長保育の1時間あたりの料金は、下記のとおりとする。

2号認定こども	3号認定こども
1時間あたり 1,900円／月	1時間あたり 3,000円／月

延長保育利用申請をしていない利用者が、月1日まで利用する場合は、下記の通りとする。

2号認定こども	3号認定こども
1,000円／日	1,500円／日

4 一時預かり保育および特定保育の料金は下記のとおりとする。

不定期利用(日額)

	半日	1日
3歳未満児	1,100円	2,200円
3歳以上児	600円	1,200円

予約日前日および当日に利用を中止した場合は、理由に問わず利用予定日にかかる費用と同額のキャンセル料を徴収することができる。尚、3日前までのキャンセルはその限りではない。

定期利用(月額)

	週2日利用	週3日利用	時間外
3歳未満児	18,300円	26,100円	3,000円

3歳以上児	9, 400円	13, 500円	1, 900円
-------	---------	----------	---------

- 5 1号認定子どもにおける預かり保育の1時間あたりの料金は、下記のとおりとする。

100円

- 6 その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの。

(緊急時における対応方法)

第19条 本園は、園児の安全の確保を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により、危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに学校医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、千葉市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 5 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第20条 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び運営基準第32条の規定により、市町村、保護者等への連絡、警察署その他関係機関との連携を図る。

- 2 本園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。
- 3 本園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 4 本園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 5 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第21条 本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第22条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日

から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 運営基準に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(苦情対応について)

第23条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることが出来る。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申出窓口は、別途苦情対応規程に記載されたとおりとする。

(第三者評価について)

第24条 本園は第三者評価事業を5年を目安に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持について)

第25条 本園は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文章(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中および利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附 則

この園則は2015年4月1日から実施する。

この園則は2015年5月23日から一部改定実施する。(第4条2項、第18条2項、5項)

この園則は2018年11月24日から一部改定実施する。(園名称変更)

この園則は2019年4月1日から一部改定実施する。(園児定員、実費徴収項目変更)

この園則は2019年10月1日から一部改定実施する。(保育料、給食費の取り扱い)

この園則は2021年4月1日から一部改定実施する。(延長保育料の取り扱い)

この園則は2021年10月1日から一部改定実施する。(実費徴収金額の一部変更)

この園則は2024年10月1日から一部改定実施する。(実費徴収金額の一部、一時預りキャンセル料追加)

幕張海浜こども園園則(兼運営規定)別紙

幕張海浜こども園園則(兼運営規定)第18条2にかかる、2024年度の利用者負担額は以下のとおりです。

教材・保育材料費（2024年4月より）

品名	金額	対象	備考
自由画帳	1 9 0 円	3 ～ 5 歳児	毎年度購入
製作帳	4 7 0 円	3 ～ 5 歳児	毎年度購入
製作カード（立体製作）	4 3 0 円	3 ～ 5 歳児	毎年度購入
ひらがなノート	1 3 0 円	5 歳児	
はさみ	4 5 0 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
のり	1 7 5 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
クレヨン16色	5 6 0 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
ねんど	3 2 0 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
ねんどケース	3 3 0 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
ねんど板	4 6 0 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
道具箱	8 3 0 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
えのぐ8色	9 8 0 円	3 ～ 5 歳児	購入後の持ち上がり可
ハーモニカ	1, 3 0 0 円	5 歳児	
ピアノカ（チューブ付）	5, 7 0 0 円	4 歳児	
ピアノカチューブ	4 5 0 円	4 歳児	
カスタネット	2 4 0 円	3 歳児	

制服・体操服ほか（2024年4月より）

品名	金額	対象	備考
園児ゴム印	5 2 8 円	全園児	入園時購入
名札	1 4 0 円	3 ～ 5 歳児	
通園かばん	4, 4 0 0 円	3 ～ 5 歳児	
ベレー帽	2, 3 4 3 円	3 ～ 5 歳児	
麦わら帽子	2, 6 1 8 円	3 ～ 5 歳児	
制服上着	8, 5 0 4 円	3 ～ 5 歳児	
制服ズボン	5, 2 3 6 円	3 ～ 5 歳児	
制服スカート	5, 2 3 6 円	3 ～ 5 歳児	
ブラウス（長袖）	1, 7 8 2 円	3 ～ 5 歳児	
ブラウス（半袖）	1, 6 8 3 円	3 ～ 5 歳児	
スモック（長袖）	1, 4 7 7 円	1 ～ 5 歳児	
スモック（袖なし）	1, 7 8 2 円	1 ～ 5 歳児	
体操服（長袖）	3, 1 5 0 円	3 ～ 5 歳児	特注サイズ：3, 7 8 0 円
体操服（半袖）	2, 0 3 0 円	3 ～ 5 歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
体操長ズボン	2, 6 5 0 円	3 ～ 5 歳児	特注サイズ：3, 1 8 0 円
体操服半ズボン	2, 0 3 0 円	3 ～ 5 歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
体操服（長袖）		3 ～ 5 歳児	特注サイズ：3, 7 8 0 円
体操服（半袖）		3 ～ 5 歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
体操長ズボン		3 ～ 5 歳児	特注サイズ：3, 1 8 0 円
体操服半ズボン		3 ～ 5 歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
カラー帽子（襟付）	8 9 0 円	0 ～ 5 歳児	特注サイズ：1, 0 7 0 円